令和○年版　見習い指導員等労働契約書（新規）

株式会社○○自動車学校（以下、甲とする）と○○○○○（以下、乙とする）とは、次のとおり労働契約を締結する。

1. 甲は乙を甲の見習い教習指導員として採用するものとし、乙は下記労働条件に服することを承諾した。

（１）　勤務場所　　　　　雇入れ直後：（事業所名）○○○○○

変更の範囲：変更なし

（２）　勤務内容　　　　　雇入れ直後：諸事務・送迎・寮業務・校舎コース整備及びその他当該業務に付随する業務

変更の範囲：変更なし

　　（３）　契約期間　　　　　令和○年○月○日～令和○年○月○日

　　（４）　勤務体系　　　　　毎月16日を起算日とする1ヶ月単位の変形労働時間制とし、勤務割等は対象期間の開始前までに作成し提示するものとする。

　　（５）　所定労働時間　　　1日○時間○分、1週は1ヶ月を平均して40時間以内とする。

　　（６）　休日　　　　　　　4週間に○休

　　（７）　休憩等　　　　　　休憩時間は１日０００分とする。（教習間のインターバル時間を含む）

第２条　　乙は甲の指示に従い、見習い教習指導員の公共的重要性を十分認識し、誠実、勤勉に勤務することを約し、本契約を遵守するとともに、甲の定める就業規則に従うものとする。

1. 乙は、甲が調査表・個人カードやマイナンバーなどの提出を求めた場合には、その指示に従い、

　速やかに提出しなければならない。

1. 第１条（6）の休日以外の休日・休暇・休業は次のとおりとする。
	1. 休日：その他会社が特に定めた日
	2. 休暇・休業の種類は下記とする。
		* 年次有給休暇　○特別休暇　○産前産後休暇　○生理休暇　○子の看護・家族の看護休暇
		* 育児休業　○介護休業

　２　　　年次有給休暇・特別休暇以外の休暇は無給とし、特別休暇は勤続期間が6か月間を経過した者のみに適用される。

1. 甲は、乙に対して、時間外・休日労働協定の範囲内において、業務の都合により所定労働時間を超えて延長し、または所定休日に労働を命じることがある。

　２　　　所定時間外、休日に対して支払われる割増賃金率は、法定に定める基準により支給する。

（１）稼動等により法内残業に当たる場合は割増なし

（２）時間外労働月45時間以下は25%の割増

（３）時間外労働月45時間超～60時間以下は25%の割増

（４）時間外労働月60時間超は50%の割増

（５）法定外休日出勤は25％の割増

（６）法定内休日出勤は35％の割増

1. 甲より乙に支払う賃金は次のとおりとする。

　　（１）　月　額：211,000円

　　（２）　通勤費：上限26,000円とし、車通勤は通勤手当非課税限度額表に基づき支給し、公共交通手段利用者は定期代を基本として、別途定める運用規定での支給率を乗じたものとする。

　２　　　契約期間中の昇給、賞与、退職金の支給はないものとする。

1. 毎月15日を締め切りとし、当月25日（支払いが銀行休業日に当るときはその翌日）に乙の指定する金融機関の預金口座への振込で支払う。

第８条　乙の厚生年金保険・健康保険及び雇用保険、労災保険については、法の定めるところによる。

第９条　乙が教習指導員審査に合格し、当該事業所にて事後教養を経て教習指導員に選任された場合は、選任年月日から、正社員登用もしくは指導員等労働契約書を甲乙協議のうえ、新たに取り交わすものとする。

第１０条　甲は乙に対して、転籍もしくは出向を依頼することがある。正当な理由がない場合はこれを拒むことはできない。

第１１条　乙は本契約中に退職する場合、甲に対し９０日前迄に予告しなければならない。

第１２条　乙が下記各号の一つに該当する場合は、契約期間中においても、前条に係わらず、甲は一方的に本契約を解除することが出来る。

1. 見習い教習指導員として不適当な言動や人格の欠如が認められるとき
2. 精神又は身体の障害のため業務に堪えられないと認められるとき
3. 労働能率が著しく劣り、向上の見込みがないと認められるとき
4. 他人に暴行、脅迫を加え、もしくは業務を妨害したとき
5. 故意又は重大な過失により、甲の機密を漏らし、又は甲の名誉、信用（セクシャルハラスメントを含む）を毀損し、又は甲に重大な損害を与えたとき
6. 甲の都合により、事業計画に変更があり、その対象として乙の就業が不能と判断したとき
7. 会社都合により解雇通知したとき
8. 公序良俗風紀等に抵触したとき
9. その他、勤務不良等前各号に準じるもの

第１３条　乙が故意、又は重大な過失により、甲に損害を与えた場合は、身元保証人と連帯して損害を賠償することを承諾する。

第１４条　契約期間終了時の取り扱いは次の通りとする。

1. 契約更新の有無

■更新する場合があり得る　　　　□契約の更新はしない

■その他（更新は１度限りとし、更新時の契約期間は１年間以内で定める。）

　　（２）　契約の更新の有無は次により判断する

　　　　　　□契約期間満了時の業務量　　　　■勤務成績・態度　　　　　　■能力

　　　　　　■会社の経営状況　　　　　　　　□従事している業務の進捗状況

　　　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

第１５条　上記以外の内容については、就業規則の定めるところによる。

「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」については、別紙「お知らせ」のとおり。

乙は上記条項の内容並びに契約内容を承諾し、この契約の成立を証するため、甲、乙の署名・押印の上、各々所有する。

令和　　年　　月　　日

　　　　甲　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　代表取締役　　　　　　　　　　　　　印

　　　　乙　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　　年　　　月　　　日　（　　　）歳

　　　　身元保証人　　別紙「身元保証書」により令和　　年　　月　　日までの保証人は次の通りです。

　　　　　　　　　　　身元保証書保証人名（　　　　　　　　）年齢（　　）続柄（　　　　　）